

医療法人三省会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成32年 3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、短時間勤務制度、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年4月～ 法に基づく諸制度の調査
平成30年4月～ 職員の具体的なニーズ調査、育児休業等の情報収集
平成30年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に託児所を利用できる制度の周知を図る。

<対策>

- 平成30年4月～ 職員の具体的なニーズ調査、託児所制度の情報収集
平成30年10月～ 託児所利用に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標3：職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- 平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
平成30年4月～ 年次有給休暇の定期的な集計
平成30年10月～ 集計内容の会議等での報告